

令和2年(厚)第1400号(以下「甲事件」という。)

令和2年(厚)第1410号(以下「乙事件」という。)

令和3年12月28日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 甲・乙事件再審査請求人(以下「請求人」という。)は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が令和○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、①遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、②Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「未支給年金」という。)の支給を請求した。
- 2 厚生労働大臣は請求人に対し、①同年○月○日付けで、Aと戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは判断できず、請求人が事実婚関係にある遺族とは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分をし、②同年○月○日付けで、請求人に対し、Aの死亡当時、Aと戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないとして、未支給年金を支給しない旨の処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条)。

死亡者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給年金」という。)があるときは、その者の配偶者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給年金の支給を請求することができる(厚年法第37条第1項、国民年金法第19条第1項)。

上記の配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「内縁関係」という。)にあった者を含む(厚年法第3条第2項、国民年金法第5条第7項)。

死亡者によって生計を維持した者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法施行令第3条の10、「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知(以下「本件通知」という。))。

2 戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係がある場合(以下「重婚的内縁関係」という。)には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係が

その実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち事実上の離婚状態にある場合は、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たる（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照）。

この点についての行政解釈として、本件通知は、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止している
と認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

また、「夫婦としての共同生活の状態がない」といえるためには、次に掲げるすべての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

3 本件の問題点は、Aの死亡の当時、Aと甲・乙事件利害関係人（以下「利害関係人」という。）との婚姻関係が、事実上の離婚状態にあったかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) A（昭和〇年〇月〇日生）は、昭和〇年〇月〇日に利害関係人（昭和〇年〇月〇日生）と婚姻し、その間に長男が出生した。Aと利害関係人は、Aの両親や弟妹と同居していた。

(2) Aは、請求人（昭和〇年〇月〇日生）と親密な関係となり、昭和〇年〇月、〇〇市〇〇町所在のアパートを借り、以降請求人と同居し、夫婦として生活してきた。Aと請求人との間に子はない。

(3) Aは、長男が小学校の高学年になる頃から昭和〇年〇月に大学を卒業するまで、利害関係人に対し、養育費として毎月約13万円を渡した。利害関係人は、長男が小学校に入学した頃から職に就き、長男が就職した後、長男と共に肩書住所地に住宅（以下「a宅」という。）を取得し、同所に長男夫婦及びその子らと同居して現在に至った。

(4) Aは、長男夫婦に子が生まれてから年2回程度a宅を訪れるようになり、退職時（平成〇年〇月〇日）の被保険者資格喪失の頃と推測される。）には、現金〇〇〇万円を持参して、身内の者に分け与えた（請求人は、Aから〇〇〇万円を二人の子に与えると聞いた旨陳述しており、利害関係人が受領した金額は不明である。）。

Aは、死亡する10年頃前からは年1回程度a宅を訪れたが、その頃から痴呆が始まり、死亡する4、5年前頃には請求人が、Aの意を慮って年1回程度、孫に合わせるためにAを車に乗せてa宅を訪れていた。Aは令和〇年〇月〇日に死亡した。

2 以上の事実関係に基づき判断する。Aと利害関係人との婚姻後の同居期間が7年余であるのに対し、請求人とAは、その後50年以上にわたり同居して夫婦として生活してきた。この間、Aは、昭和〇年〇月まで長男の養育費を負担したが、その後は継続的な婚姻費用の負担があったとは認められないし、孫が生まれてからは年2回程度、死亡する10年前頃からは年1回程度、a宅を訪れたが、子や孫に会うのが主たる目的であり、利害関係人との交流は希薄であったことがうかがわれ、死亡の4、5年前からは痴呆が進み、請求人が車に乗せて連れて

行っていた。これらの事情に照らせば、A死亡の当時、利害関係人との婚姻関係は、実体を失って形骸化し、その状態が固定化して近い将来解消される見込みはなく、事実上の離婚状態にあったものと認められる。保険者は、本件通知に基づき、Aの死亡3箇月前頃まで定期的訪問等があったことを理由に利害関係人との婚姻関係が形骸化しているとはいえない旨主張する。しかし、上記のとおり、Aは痴呆が進行し、死亡の4、5年前からは、請求人の判断で、年1回程度、孫に合わせるために車でAを連れて行っていたにすぎず、この程度の交流があったからといって、婚姻関係の形骸化を否定することはできない。

そして、上記の事実関係に照らせば、請求人は、Aと事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められ、本件記録によれば、請求人は、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものと認められるから、請求人は、Aの死亡の当時、Aによって生計を維持した配偶者と認められる。

- 3 以上の次第で、請求人には、Aに係る遺族厚生年金及び未支給年金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当でないから取り消すこととし、主文のとおり裁決する。